

会費及び負担金細則

(目的)

第1条 全国イノベーション推進機関ネットワーク規約第7条の規定に基づき、正会員及び学術機関会員の会費及び負担金に関する事項を定めることを目的とする。

(会費、及び負担金の金額)

第2条 会費及び負担金は年額とし、会費及び負担金の金額は次のとおりとする。

- 一 正会員 1口5万円（原則として2口以上を会費として）
- 二 学術機関会員 1万5千円（負担金として）

(新会員の会費及び負担金)

第3条 新たに正会員及び学術機関会員に入会を希望する者のその年度の会費及び負担金は、原則として次のとおりとする。

- 一 4月1日より9月末日までに加入するものの会費及び負担金は全額
- 二 10月1日より3月末日までに加入するものの会費及び負担金は年額の2分の1

(会費及び負担金の納期)

第4条 会費及び負担金は、その年度分を一括で支払うものとする。

(会費及び負担金の返還)

第5条 会員が退会した場合には、すでに納入した会費及び負担金は返還しないものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年12月10日から施行する。
- 1 この規程は、令和2年9月29日から施行する。